

回 覧

令和 7 年 3 月 6 日

市民の皆様へ

ごみの野外焼却（野焼き）は禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、原則として禁止されています。法律に違反して焼却した場合、5 年以下の懲役もしくは 1 千万円以下の罰金、またはこれらの併科の直接罰が適用されます。

「野焼き」は、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い等、法律で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんどが「野焼き」に該当するものと考えられます。

「野焼き」を行うと、煙や悪臭の発生により、近隣の生活環境に支障をきたすほか、火災発生の原因にもなります。

ごみの処理については、「ごみ分別ガイドブック」等に従い、ルールを守って、お近くのごみステーションに出してください。

また、事業所で発生したごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。直接、処理施設に持ち込むか、収集運搬業者に依頼してください。

ごみの適正処理にご協力よろしくお願いいたします。

連絡先

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地
富津市役所 環境保全課（1 階 9 番窓口）
TEL 0439-80-1273（直通）
開庁時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分